

あなたの声を社会へ 世界へ 組合はあなたがつくれます 都教組八王子支部

都教組八王子支部ニュース No.4 2025/6/20

八王子支部ニュース

Tel: 042(623)1141(留守電あり) Fax: 042(627)8741

E-mail: sensei@tokyoso-hachioji.com & hachioji-tu@nifty.com



LINE



HP



E-mail

都教組八王子支部 2025 年支部大会が行われました。



6月11日18時より、旧労政会館にて、2025年度都教組八王子支部大会が行われました。都教組本部からは加藤委員長が教職員定数の改善、抜本的な業務改善、再任用・会計年度職員の処遇改善、すべての労働者の賃上げなど全都の取り

組みにふれて挨拶。佐々木八王子支部委員長は、市教委交渉などの進捗状況にふれて挨拶。山内書記長から2024年度の経過報告と2025年度運動方針の提案、決算報告・予算案提案、会場から

の発言・討論、各職場の様子を交流しました。多忙な中、90分と短い時間ではありましたが、課題を共有することができ、時間以上に有意義な大会になりました。都教組八王子支部は、だれでもが参加できる、今こそ求められる、新しい組合活動を模索し工夫していきます。



～ 発 言 か ら ～

(女性部)・ちひろカレンダーの取り組みについて・他の女性関連の団体とつながる活動・母親運動と要求、8/28～8/29 東京で大会・7色シールに要求を書いて

タペストリーに。(M中分会)・再任用3年目、学年主任をしているが賃金が少なくなった・署名やニュースを配布しているが自分に返ってこない・新採2名、40代2名、40代少なく、1

校目の教員が増えている。特支学級若い人だけになるなど強制異動の影響大きい・部活が地域移行で変化、拠点校の生徒が多くいるのに他行生徒を受け入れるのが苦しい・研修の登録が手間。(K小分会)・非常勤5年で再度5年、授業11時間程度、若手育成、理科専科として授業を見てもらっている。低学年はコロナ禍の影響で集団生活ができない。非常勤や再任用を増やすことなく教員を増やしてほしい。



シリーズ3回

『給特法』改正で長時間過密労働は変わるのか？

2. 給特法第3条

「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務 手当は、支給しない。」

今回の改正でも、この条文は改正されていません。教職調整額4%を、段階的に10%まで引き上げる、というのです。単純計算で48分に相当。残業手当25%増しとするなら38分相当です。しかも1年に1%ずつ、6年かけて。ありがたい話とは言えません。同時に、「特別支援調整額」は引き下げられます。仲間内でピンハネして、そのお金を少しずつみんなで分けるというやり方です。また、「担任手当」を支給するというのですが、どう思いますか？担任と副担任、担任と専科が協力して日々の仕事を回している学校現場が、さらにぎくしゃくするようになりませんか？

そもそも「私たちがいくら働かせても、お国の懐は痛まない」仕組みは変わりません。「手当を増やしてやったから、文句を言わず働け！」とされているようです。

阿部文部科学大臣は、国会での審議で「教職員の仕事に、逐一、管理職の命令によるのではなく、教師の裁量を確保する仕組みで、勤務時間を包括的に評価するものとして教員調整額を支給している。」と言っています。実際はテスト問題の文言や成績評価の方法、授業の組み立てまで「管理職の命令」で変えさせられていて、「教師の裁量」は確保されていないし、それも長時間労働の原因の一つです。とても実態を「包括的に評価」しているとは言えません。

そもそも残業代が割り増しとなっているのは、使用者のコスト意識に訴えて長時間労働をさけるためです。世界共通の理解です。教職員にも労働基準法に基づく時間外手当を出すようにすれば、それを避けるために、時間外労働を減らすための業務の削減や待遇の改善、定数増などにつながるでしょう。今回の給特法改定は、その道をふさぎ、長時間労働の固定・拡大に道を開くものです。私たち当事者の声に耳を傾け、前提から見直して新しい制度を作るよう、声を上げ続けていきましょう。

附則第3条で教員持ち時数の軽減、第4条で中学校の35人学級が実施となっています。これも確実に実施されるよう、声をあげていきましょう。

◎2025年東京都人事委員会勧告に関する要請署名 至急！

物価上昇による負担増、昇給カーブの見直し、職責・能力・業績主義の強化により、多くの職員の実質賃金が引き下げられています。特に、一昨年に引き続き全号給について引き上げ改定としたものの、初任層・若年層に重点を置いたものであり、中高齢職員や再任用職員の引き上げは低く抑えられ物価上昇に追い付いていません。

2025年度東京都人事委員会の勧告が、国の人事院や政府の圧力に屈することなく、東京都職員の実態に即した勧告となるよう要請します。

賃金や労働条件にかかわる重要な署名です。ありましたら、すぐに支部へ